

東郷町自治基本条例のアンケートを実施します

(ID:11265)

- 実施期間** 9月1日(金)～15日(金)
- 対象** 町内に在住・在勤・在学している人
- 設問数** 10問程度(約5分)
- 方法** 東郷町公式LINEを友だち登録し、
右の二次元バーコードから
アンケートにお答えください



アンケートにご協力いただいた方には、町の非常食お試しセットを抽選で100名様にプレゼント!



※アンケート結果については、集計後、町ホームページに掲載します。

東郷町自治基本条例は、5年を超えない期間ごとに、この条例における町民の想い及びその時点の社会情勢に照らし、見直しの検討を行うよう規定(第17条関係)しています。

令和5年中(今回は平成30年中に実施)に今後の条例見直しの方向性を決定するため、東郷町自治基本条例に関するアンケートを実施しますのでご協力をお願いします。

東郷町自治基本条例とは？

「町民が主役のまちづくり」を進めるための大切なルール！

東郷町の自治を進めるための基本理念や基本原則、まちづくりの主体(町民・議会・行政)が果たすべき役割や責務等を明らかにし、自治を推進するための基本的なルールを定め、「町民が主役」の自立した自治の実現を図ることを目的とした条例です。

それぞれの主体がこの条例の趣旨を理解し、尊重しながら、参画し協働していくことが必要です。

条例の全文は
コチラ



(問い合わせ)企画情報課 ☎0561-56-0716

外出や登下校にて暑くて気分が悪いとき、体調がおかしいとき、
子どもたちが立ち寄ることができる場所です

とうごうクールスポット

10/10(火)
まで!

▶▶▶ 協力事業所または協力店舗に右のポスターが掲示されています ▶▶▶

「とうごうクールスポット」は、昨今の猛暑に伴う熱中症対策のため、町内事業所等の協力のもと、子ども達が一時的に避難等できる場所です。

安心して過ごせるよう、環境を順次拡大していきます。



暑くて気分が悪いとき
体調がおかしいとき
子どもたちが立ち寄ることができる場所です

利用できる期間:8月21日から10月10日まで
東郷町

(問い合わせ)子ども健康課 ☎0561-37-5813